

令和4年5月1日

(住 所) 埼玉県越谷市大成町 6-422-19

(名 称) 株式会社 越谷レイクタウン観光バス

(代表者氏名) 代表取締役 生井 正夫

一般貸切旅客自動車運送事業

安全管理規定

安全管理規定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規定（以下[本規定]という。）は、道路運送法（以下、法という。）第二十二條（輸送の安全性の向上）の第二項の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図る事を目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 経営トップ等は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する事。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる事。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する事。

- 第四七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該管理者を解任する。
 1. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 2. 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引続き行う事が困難になったとき。
 3. 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行う事が輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する事。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する事。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る事。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部調査を行い、経営トップに報告する事。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べ等必要な改善の措置を講じる事。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する事。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する事。
- 九 輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育又は研修を行う事。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う事。

第四章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が随時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は業務の実態に応じ、定期的に及び随時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部調査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則 この規定は令和4年5月1日から実施する。